

奈良県告示第二百九十七号

平成十三年六月奈良県告示第二百九号（奈良県情報公開条例第三十二条第一項の規定により知事が定める法人）の一部を次のように改正し、令和二年十一月二十八日から施行する。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一中「奈良県道路公社及び」を削る。